



高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ 2022 東海 大会実施要項

1. 目的

東海地域のユース年代において、長期にわたるリーグ戦を通して選手の育成および指導者のレベルアップを図り、東海・日本を代表するチームと選手を創り出すことで、東海・日本のサッカーの向上に寄与するものとする。

2. 名称 高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ 2022 東海

3. 主催 (一社)東海サッカー協会

4. 主管 高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ 2022 東海 実行委員会
(公財)愛知県サッカー協会 (一財)静岡県サッカー協会
(一社)三重県サッカー協会 (一財)岐阜県サッカー協会

5. 後援 公益財団法人日本サッカー協会
愛知県教育委員会 静岡県教育委員会 三重県教育委員会 岐阜県教育委員会

6. 協賛 JFA Youth & Development Official Partner
トヨタ自動車株式会社、ニチバン株式会社、株式会社モルテン

7. 期間 2022年4月2日(土)～12月3日(土)
※熱中症対策期間(ナイター推奨)：第7節～第13節

8. 出場チーム

帝京大学可児高校	清水桜が丘高校	藤枝東高校	藤枝明誠高校
常葉大学附属橘高校	浜松開誠館高校	富士市立高校	静岡学園高校Ⅱ
名古屋グランパス U-18B	中京高校		

9. 試合球

モルテン社製 ヴァンタツジオ 4950(品番:F5A4950)

10. 選手登録・登録変更期間

①	3月15日(火)	～	29日(火)
②	6月14日(火)	～	21日(火)
③	8月18日(木)	～	25日(木)
④	11月8日(火)	～	15日(火)

高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ 2022 東海

開催規程

総則

第1条 〔総則〕

本規程は、高円宮杯 JFAU-18 サッカープリンスリーグ東海(以下「本大会」という)の運営に関する事項について定める。また、プレーオフについては別途規定に定める。

第1節 試合

第2条 〔大会形式〕

10 チームによる2回戦総当たりリーグ方式にて行う。参加チームは大会実施要項を参照すること。

第3条 〔競技規則〕

国際サッカー連盟(FIFA)および(公財)日本サッカー協会(以下、「日本サッカー協会」という)の「サッカー競技規則」最新版に従って実施される。

第4条 〔参加資格と選手証〕

- ① 日本サッカー協会に第2種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。
- ② 日本サッカー協会および本大会に期日までに参加申込を完了した選手のみが、試合における競技資格をもつ。選手が本大会期間中に移籍をした場合、当該選手は移籍後から大会実施要項に定めた登録変更期間まではリーグ内の異なるチームから出場することはできない。
- ③ 各チームの登録選手は、原則として日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。

※選手証とは、WEB登録システム「KICKOFF」から出力した選手証登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。

年度初めの新高校1年生については選手証が発行されるまでの期間はそれに代わる証明書を携行すること。

- ④ 高体連加盟チームに関しては高体連主催大会の規定に準じ、2003年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での出場は1回限りとする。なお出場とは、大会参加申込や試合のエントリーではなく、実際の試合出場を指す。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症防止対策により、来場する選手・チーム関係者すべて、試合の2週間前から検温等体調管理を行い、試合当日はその体調管理報告をしなければならない。

第5条 〔参加申込・登録変更〕

すべてのチームは、2022年2月4日(金)までに所定の手続きによりプリンスリーグ事務局に届け出なければならない。登録変更期間は、大会実施要項を参照すること。

第6条 〔参加申込・エントリーできる選手等〕

- ① 本大会に参加申込(登録)できる選手の人数は1チーム30名以内とし、試合毎にエントリーできる選手の人数は18名までとする。チーム役員については、参加申込(登録)できる人数の制限を定めない。
- ② 参加申込した選手が日本代表に招集された場合、JFA・Jリーグ特別指定選手となった場合、Jクラブにおいて第2種トップ可選手として登録された場合は、登録変更期間に関わらず、その選手に代わり新たな選手の追加登録を認める。

- ③ ゴールキーパー(以下「GK」という)に関しては第 1GK を登録期間毎に固定し、第 2GK 以降は下部リーグに出場可能とする。また GK が 1 か月以上の長期の怪我をした場合、登録変更期間に関わらず、その選手に代わり GK を 1 人のみ自チームの大会登録外選手から追加できる。その際は、実施委員会へ診断書を提出すること。
- ④ 大会実施要項に定める参加申込期限(開幕前登録)に間に合わない新高校 1 年生がいる場合、次の登録変更期間までは代替登録を可能とする。ただし、一度代替登録された新高 1 年生は、次の登録変更期間まで登録変更することはできない。大会参加申込時に参加申込人数が 30 人に満たない場合は、代替ではなく追加登録することができる。

第7条 〔ブロック選手〕

- ① 本大会に参加申込された選手のうち、フィールドプレーヤー(以下「FP」という)13 名、GK1 名の計 14 名がブロック選手となり、参加申込されている大会期間中は異なるリーグ(各県 FA リーグ)の試合にエントリーできない。
- ② ブロック選手の決定方法は以下のとおりとする。
 - 1) GK1 名はチームが選出する。
 - 2) FP は出場時間実績(1 節からの累積した時間)に応じて 13 名ブロックされる。ただし、以下の場合には出場時間に関わらず自動的にブロック選手となる(人数制限なし)。また、開幕前は出場時間等の実績がないため、チームが選出する。選手が本大会中に移籍した場合は移籍前後の出場時間を合算する。
 - 公式大会や海外遠征に招集された U-18 以上の日本代表選手(第 3 種選手含む。国内合宿は除く)
 - 公式試合に出場した JFA・Jリーグ特別指定選手、および J クラブにおける第 2 種トップ可選手
※公式試合とは、特別指定選手は Jリーグ・Jリーグカップ戦、第 2 種トップ可選手は左記に加え、天皇杯とする。
 - 3) プリンスリーグにブロックされた選手が登録変更の際に参加申込されなかった場合(登録外となった場合)も、その選手はブロック選手であり、各県 FA リーグの試合にエントリーできない。
 - 4) 第 3 種登録選手はブロック対象外とする。(U-18 以上の日本代表は除く)
- ③ ブロック選手の適用期間は当該年度 4 月 1 日から 12 月末日とし、登録変更後の適用はリーグ再開初日からとする。

第8条 〔第 3 種登録選手〕

クラブ申請を行っているチームについては第 3 種選手の登録に関しては、上記参加申込の 30 名に含めず、また人数の制限はない。また、参加申込・登録変更の手続き、期間は第 2 種選手と同様とする。

第9条 〔外国籍選手〕

試合に登録することができる外国籍選手は、1 チーム 3 名以内とする。準加盟チームについては、その限りとしな

第10条 〔ユニフォーム〕

- ① 日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
- ② 明確に異なる色の正・副 2 組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

- ④ 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

第11条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたチーム用ベンチには、メンバー提出用紙に記載された選手7名、役員・チームスタッフ6名の合計13名が着席できる。なお、ベンチでの喫煙は禁止する。
- ② チームは、日本サッカー協会、本大会、もしくは加盟連盟などの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者は、フィールドおよび制限されたエリアに立ち入ってはならない。
- ③ または試合中に主審により退場を命じられた役員・チームスタッフは、フィールド内・ピッチ周辺に留まってはならず、選手などへの指示を出してはならない。
- ④ あらかじめメンバー提出用紙に記載された役員・チームスタッフの内、その都度ただ1名のみが、テクニカルエリア内で戦術的指示を伝えることができる。
- ⑤ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、役員・チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、2名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- ⑥ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた実施委員会により処分を決定される。

第12条〔審判員〕

- ① 主審、副審および第4の審判員については、原則として日本サッカー協会登録の2級以上の審判員を手配する。
- ② 主審または、副審のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、第4の審判員は、原則として副審を務める。

第13条〔試合球〕

メーカー・品名・品番は大会実施要項を参照すること。

第14条〔試合時間〕

- ① 本大会の試合時間は、90分間(前後半各45分)とする。
- ② 後半のキックオフ時刻は、前半終了より15分後とする。

第15条〔選手交代人数と回数の制限〕

- ① 試合中の選手の交代は、5名までとする。
- ② 選手交代は、後半の交代回数を3回までとする。(1回に複数人を交代することは可能)
- ③ ハーフタイムでの選手交代は、後半の交代回数に含まれない。

第16条〔飲水タイムとCooling Break〕

- ① 飲水ボトルの共用を避けることにより十分な水分補給の機会が見込めないため、WBGT数値に関わらず、飲水タイムを前後半1回ずつ設定する。ただし、両チーム合意の場合は実施しないことを認める。
- ② 「熱中症対策ガイドライン」に基づき、WBGT数値が条件に達した場合は、飲水タイムまたはCooling Breakのどちらか一方を実施する。

第17条〔試合の勝敗の決定〕

本大会の試合は、90分間(前後半各45分)で勝敗が決定しない場合には、引き分けとする。

第18条〔リーグ成立〕

リーグにおいて1回戦総当りが開催できた場合、リーグ成立とする。また、成立しなかった場合、終了した試合の公式記録は有効とし、退場による未消化の出場停止処分は懲罰規程に則り、消化されなければならない。

第19条〔順位決定〕

- ① 本大会の全試合終了した時点で、勝点(勝利3点、引き分け1点、敗戦0点)の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。また、リーグ自体が途中で開催不可能になった場合で、全チームの試合数が同数の場合、実施委員会の判断の下、勝点で順位を決定する場合がある。ただし、勝点が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する。
 - 1) 得失点差
 - 2) 総得点数
 - 3) 当該チーム間の対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数)
 - 4) 抽選
- ② 不成立試合があり、全チームの試合数が異なる場合は、実施委員会の判断の下、勝点平均(総勝点÷試合数)で決定する場合がある。ただし、勝点平均が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する。
 - 1) 当該チーム間の対戦成績(イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数)
 - 2) 1試合あたりの得点数
 - 3) 1試合あたりの失点数
 - 4) 抽選

第2節 運営

第20条〔運営責任〕

試合の運営にあたっては、ホームチームが責任を負うと共に、ホームチームは選手・審判員・役員及び観客などの安全を確保する義務を負う。

第21条〔日程〕

本大会は、実施委員会により決定された日程に従い開催される。日程は別紙「2022 プリンスリーグ日程表」を参照すること。

第22条〔会場責任者〕

- ① 会場責任者は、(一社)東海サッカー協会の依頼により、ホームチームが所属する県サッカー協会から派遣される。
- ② 会場責任者は次の事項を行わなければならない。
 - 1) キックオフ時刻の70分前にメンバー提出用紙によるユニフォームの色、出場停止選手、飲水タイム有無および施設利用の注意事項等について、出場チーム(監督・チームスタッフ)、審判員、ホームチームの運営担当者とともに確認する。マッチ・コーディネーション・ミーティング(以下、MCM)は行わないため、その他確認事項は試合前日までに行う。
 - 2) 試合会場の設備、運営状況を確認し、不備があれば指導する。
 - 3) マッチ・ウェルフェアオフィサーの役割も兼ね、必要があればチームに気づきを伝え、関係者に報告する。
 - 4) 「試合運営報告書」を作成し、下記のプリンスリーグ事務局にFAXにて提出すること。
 - 5) 試合中断または競技中の悪質な違反による退場などの重大な事項が発生した場合に、「会場責任者緊急報告書」を実施委員長に提出すること。

第24条〔感染対策責任者〕

- ① 感染対策責任者は、各チームに1名、試合会場に1名配置する。試合会場の感染対策責任者はホームチームが担当し、運営担当者が兼務することも可能とする。
- ② チームおよび試合会場の感染対策責任者の業務は、JFA 試合運営の手引きを遂行する。

第25条〔係員〕

ホームチームは、試合実施を円滑に進行するため、原則として次の各項の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- ① ボールパーソン(若干名)
- ② 担架要員(4名以上、担架は最低1台用意しておくこと)
- ③ 記録要員

第26条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の70分前までに必要事項を記入したメンバー提出用紙を運営本部に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承諾を得た場合に限り認められる。
 - 1) 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める。
 - 2) 控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。ただし、補充する選手は出場チームが参加申込をした30名の中からとする。

第27条〔キックオフ時刻〕

- ① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を守らなければならない。
- ② 試合当日にキックオフ時刻を変更する場合は、事前に会場責任者の承認を得なければならない。

第28条〔公式記録〕

- ① 記録員はホームチームより選出すること。
- ② 記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審・会場責任者および両チームの運営担当者又は役員・スタッフの署名を受けること。
- ③ ホームチームの運営担当者は、公式記録を試合終了後、下記の2か所へメールにて報告しなければならない。 ※メールについては、写真を撮って下記のメールアドレスに送信してください。

第29条〔試合の中止および中断の決定〕

- ① 試合の中止は、主審及び会場責任者がホームチームの運営担当者と協議のうえ決定する。ただし、主審及び会場責任者が到着する前にやむをえない事情により試合を中止する場合は、ホームチームの運営者がプリンスリーグ事務局と協議のうえ決定する。
- ② 主審が試合の中断を決定した場合、ホームチームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

第30条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次の各項に定める。

- ① 前半終了までに中止された場合は、90分間の再試合とする。
- ② 前半終了後に中止された場合は、その時点のスコアで試合成立とする。

第31条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点の取り扱いについては、次の項目に定める。

90分間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場による出場停止処分の消化については大会規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

第32条〔敗戦とみなす場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは、原則として0対3で敗戦したものとみなす。

第33条〔懲罰〕

本大会における懲罰に関しては、下記のとおり定める。

- ① 本大会の警告の累積は、本大会で消滅し、プレーオフ等には影響を及ぼさない。
- ② 本大会期間中に警告を3回受けた選手等は、直近の本大会1試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
- ③ 本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。繰り返した場合、最低2試合に出場できない。
※大会規律委員は、各県2種委員長、2種審判委員長とする。
- ④ 退場による出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- ⑤ 退場による出場停止処分を受けた場合は、その出場停止処分を科された当該リーグ戦において処分を消化する。複数チームをリーグ戦にエントリーしていたとしても、異なるレベルのリーグ戦において出場停止処分は消化しない。ただし、選手登録変更ウィンドウが開いて登録チームを移動した場合は、未消化の退場による出場停止処分は移動先のリーグで消化する。
- ⑥ 本大会で発生した退場による出場停止処分は、協会および高体連が主催するすべての大会に適用される。
- ⑦ 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に大会事務局まで報告しなければならない。

第34条〔未登録・出場停止を受けた選手が出場した際の処分〕

未登録または出場停止を受けた選手が出場していた場合、当該チームを不戦敗(0対3)とし、当該チームへの懲罰については大会規律委員会にて協議の上決定される。

第35条〔棄権〕

本大会に参加申込後の棄権は一切認めない。やむを得ない事情で参加不可能になった場合は直ちに実施委員会に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。実施委員会は理由書に基づき審議の上処置するが少なくとも次年度の本大会には出場できない可能性がある。

第36条〔異議申し立て〕

「公益財団法人日本サッカー協会 基本規程」により、試合中の判定などについて、いかなる異議申し立ても受け付けない。試合に関する、意見、質疑がある場合は出場チームより、「プリンスリーグ事務局」宛の意見書を提出すること。

第3節 費用

第37条〔審判員の日当〕

審判員の日当等は以下のとおりとする。

主審 7,000 円 副審 5,000 円 第4の審判員 4,000 円 (交通費を含む)

第38条〔会場責任者の日当〕

会場責任者の日当等は 5,000 円 (交通費を含む)とする。

第4節 表彰

第39条〔表彰〕

- ① 優勝・2位・3位のチームには、表彰状と盾を授与する。
- ② 本大会において、最多得点を挙げた選手を表彰する。

第5節 その他

第40条〔昇降格〕

- ① 本大会1位のチームは、プレミアリーグプレーオフに出場する権利を得る。ただし、ファーストチームがプレミアリーグに所属している場合は、次順位のチームがプレミアリーグプレーオフに出場する権利を得る。そのチームもプレーオフを辞退した場合はプレーオフ出場権を失う。
- ② 本大会9位・10位のチームが次年度各FAリーグに降格することを原則とするが、降格チーム数はプレミアリーグ昇降格チーム数により変動する。ただし、10位のチームは必ず次年度各県FAリーグに降格とする。
- ③ 各県FAリーグ1位・2位のチームは、プリンスリーグプレーオフに出場する権利を得る。
- ④ プリンスリーグプレーオフの上位2チームは、次年度プリンスリーグ東海へ昇格することを原則とするが、プレミアリーグ昇降格チーム数により3チームに変動することもある。

第41条〔新型コロナウイルス感染症防止対策〕

- ① 自治体・施設・本協会等のガイドラインに従い対応する(JFA 試合運営の手引き等)。
- ② 試合会場における感染症防止対策はホームチームの方針に従い、協力しなければならない。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大状況により、リーグ開催の可否、開催方法、日程・会場等については主催者の判断によって変更する場合がある。

第42条〔その他〕

本規程に定めるもののほか、実施に必要な事項はプリンスリーグ事務局および各県2種委員長の決議により別に定めることができる。

付則

本規程は、該当年度4月1日より12月31日まで効力を発する。